

3 技能実習

(1) 技能実習制度とは？

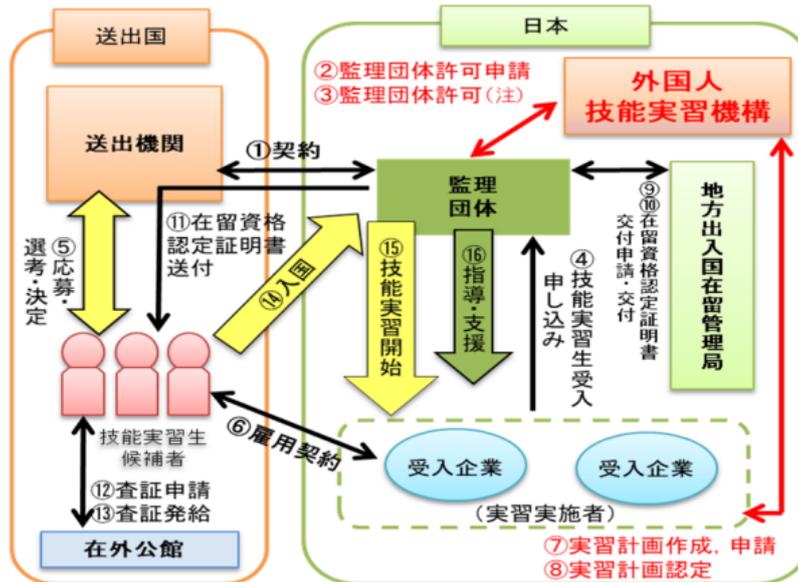
「技能実習制度」は、日本で培われた技能や技術、知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等における経済発展を担う人材育成に寄与することを目的として創設された制度です。

【重要】 技能実習制度は労働力の確保を目的とした制度ではありません！

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」において、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」（第3条第2項）と規定されています。

(2) 技能実習生受け入れの流れ（団体監理型による受け入れの場合）

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

出入国在留管理庁
「外国人技能実習制度に
ついて」より

- ・技能実習生の受け入れは「監理団体」を通じて行う必要があります。
- ・国の許可を受けた監理団体については、外国人技能実習機構ホームページに一覧が掲載されていますので、対象となる職種を取り扱っている監理団体にご相談ください。

(3) 技能実習生受入企業(実習実施者)に求められること

①適切な待遇の確保

技能実習生も一般の労働者と同様に労働関係法令が適用されます。賃金や労働時間等について、日本人と同等以上の待遇を確保するとともに、社会保険等についても適切な手続きを行う必要があります。（社会保険等の手続きについては、社会保険労務士等の専門家にご相談ください）

②宿泊施設の確保

実習実施者又は監理団体は技能実習生の宿泊施設(住居)を確保する必要があります。(広さ等に一定の要件があります)

③技能実習計画の作成

実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受ける必要があります。

④技能実習責任者等の選任

「技能実習責任者」「技能実習指導員」「生活指導員」を選任する必要があります。(実習計画への記載が必要です)

技能実習責任者	①常勤の役員又は職員 ②技能実習指導員、生活指導員を監督できる立場にある者 ③過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した者
技能実習指導員	①常勤の役員又は職員 ②対象となる技能について5年以上の経験を有する者
生活指導員	①常勤の役員又は職員で技能実習を実施する事業所に所属する者

(4) 技能実習の流れ ～入国から帰国まで～

